

令和元年度 J B A 健康寿命延伸産業創出事業（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）

第 4 回委員会議事録

作成者：事務局長 池田 努

実施日	令和元年 12 月 13 日（金） 13：25～：16：00			
実施場所	一般社団法人 日本寝具寝装品協会 会議室			
出席者 計 9 名	常任委員：6 名、オブザーバ：1 名、事務局 2 名（敬称略）			
	出欠	委員分野	氏名 企業・団体名、役職	
	○	常任委員	野村 史郎	ダイトウボウ(株)ヘルスケア事業本部和田哲カンパニー長
	○	常任委員	浅田 和重	帝人フロンティア(株)短繊維素材第 1 部部长
	○	常任委員	西分平和	西川(株)取締役 常務執行役員
	○	常任委員	田中 章久	ブリヂストン化成(株)東日本第三本部 本部長
	○	常任委員	志村 洋二	西川(株)研究開発室課長
	×	常任委員	坂井 史治	一財)ポーケン品質評価機構未来研究所長
	○	常任委員	奥谷 孝良	一社)日本寝具寝装品協会 専務理事
	○	オブザーバ	金谷 範之	(株)繊維情報システムセンター 代表
○	事務局	池田 努	一社)日本寝具寝装品協会 事務局長	
○	事務局	中村 富夫	一社)日本寝具寝装品協会	
検討項目	<ol style="list-style-type: none"> 健康寿命延伸産業創出事業委員会 第 4 回委員会の開始に際して <ol style="list-style-type: none"> 開催挨拶 本日の議事内容の説明 「仲介者（ケアマネジャー、福祉機器等取扱い関係者等）向けアンケート調査」の集計結果報告 <ol style="list-style-type: none"> 仲介者向けアンケート調査の集計結果報告 アンケート集計結果に関する意見交換 「J B A 加盟企業等向けアンケート調査」の集計結果報告 <ol style="list-style-type: none"> J B A 加盟企業等向けアンケート調査の集計結果報告 アンケート集計結果に関する意見交換 「ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能」についての検討（第 2 回目） <ol style="list-style-type: none"> 「ヘルスケア表示寝具認定評価の目安案（審査項目と機能の素案）の説明 審査項目と機能についての検討 「ヘルスケア表示寝具の認定基準」の検討 <ol style="list-style-type: none"> 認定基準案の説明 認定基準の検討 次回委員会検討事項 			
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> 資料 4-1：仲介者向けアンケート調査の集計報告 資料 4-2：J B A 会員企業向けアンケート調査の集計報告 資料 4-3：ヘルスケア表示寝具認定評価の目安（審査項目と機能の素案） 資料 4-4：ヘルスケア寝具ガイドライン（案） 			

（会議の内容）

1. 健康寿命延伸産業創出事業委員会 第 4 回委員会の開始に際して

各委員に配布された資料の確認後、J B A 中村の司会により第 4 回健康寿命延伸産業創出事業委員会を開催した。

【奥谷専務理事開催挨拶：要旨】

- ① 本日は年内最後の委員会である。このあと詳細説明があるが、仲介者向けのアンケート調査、J B A 加盟企業向けアンケート調査も終わり、事業はこれまでほぼ順調に進捗していると考え

ている。

- ② 経産省杉浦課長参加のもと、先日のアパ産協の会合で示された「2030年の経営ビジョンの作り方」では、その三分の一がヘルスケアに関連することで睡眠の重要性が書かれていた。今後の10年間はヘルスケアへの取組みが重要テーマになってくると思われる。
- ③ そのためにも今回の事業により、利用者が分り易い寝具寝装品業界のガイドラインを設定し、その指針に沿って有識者による認証審査を行う体制を構築したいと考えている。委員の皆さんの一層の協力をお願いしたい。

2. 「仲介者（ケアマネジャー、福祉機器等取扱い関係者等）向けアンケート調査」の集計結果報告

1) 仲介者向けアンケート調査の集計結果報告

委託事業者の金谷氏より「資料 4-1」に基づいて、仲介者向けアンケート調査の集計結果報告がなされた。主な説明ポイントは以下のとおり。

- ① ケアマネジャー、介護福祉士、福祉機器取扱い関係者等の仲介者に行ったアンケート調査は、アンケート票送付総数 100 ヶ所、回収数 48 通、回収率 48%であった。前回委員会で報告したとおり、アンケート票送付先は「一般社団法人日本福祉用具供給協会」の協力により会員の中から 100 名を選定してもらい出状した。
- ② アンケートの質問では、まず「福祉用具認定外の寝具寝装品を使用してサービスを行っているか」について聞き、それを購入・利用する場合の決め手となる要件について尋ねた。その結果、寝具寝装品を使用してサービスを行っている事業者は 18 事業者・38.3%、購入・利用の決め手となるのは「サービス利用者の病状や体の状況にマッチした機能を有すること」、「機能特性情報が広く告知されていること」が上位にランクされている。
- ③ 次に「福祉用具認定外の寝具寝装品をサービス利用者（在宅要支援・要介護者等）へ薦めているか」について聞き、「どのような予防・抑制効果が期待されれば薦めるのか」、「衛生面等でのような効果が期待されれば薦めるのか」、「洗濯等のメンテナンスにおいてどのような機能があれば薦めるのか」について質問した。その結果上位にランクされたのは、介護現場の課題となっている“汚れとにおい、清潔対策”に関連する機能や効能が上位にランクされている。
- ④ また「予防・抑制効果」、「衛生面等での効果」、「洗濯等のメンテナンス効果」が表示されている場合、どのような裏づけ（エビデンス）があれば良いのか、また記載された機能や効果を知るためには、どのような方法や媒体が効果的なのかについて質問した。その結果「社会的に認知された研究機関や実験室等で効果や機能を裏付ける検証データがあること」（35 事業者：72.9%）、「厚労省や経産省、消費者庁等から認定された機関や団体から認定された製品であること」（27 事業者：56.3%）が上位にランクされている。
- ⑤ その他詳細については「資料 4-1」にあるとおりだが、福祉用具選定に関しては「T A I Sコード検索」（「公益財団法人テクノエイド」の福祉用具のデータベース）が活用されていることも分った。そのためヘルスケア表示の寝具寝装品について登録の是非を検討する必要性があることが判明した。

2) アンケート集計結果に関する意見交換・内容検討

- ① 以上の説明に対し委員より、「アンケート集計結果に、“スリープテック”に関しての反応が殆んどないことは意外だ」、「衛生面、洗濯等のメンテナンス効果で、汚れとにおい、清潔対策の機能が求められるのはある意味当然の結果であろう」等の所感が出された。
- ② 全体項目内容を検証後、仲介者向けアンケート調査の集計結果報告書の内容については本委員会で承認を得た。

3. 「JBA加盟企業等向けアンケート調査」の集計結果報告

1) JBA加盟企業等向けアンケート調査の集計結果報告

委託事業者の金谷氏より「資料4-2」に基づいて、JBA加盟企業等向けアンケート調査の集計結果報告がなされた。説明の要旨は以下のとおり。

- ① JBA加盟企業等向けアンケート出状数は、正会員企業 37 社＋賛助会員 6 社＋日羽協関連 8 社＝計 51 社。回答数は「資料4-2」の1Pに記載した 37 社で、回収率は 72.5%になる。
- ② 質問 1、2、4 はヘルスケア表示寝具寝装品を担当もしくは何らかの形で係わっている部署を聞き出すためのもので、回答された内容は資料の 2P～3Pに記載したとおりである。消費者や関係機関の相談、要望、クレーム等に対応する何らかの担当部署があるのは 37 社(48.7%)、商品企画関連部署があるのは 30 社(81.1%)である。
- ③ 質問 3 は検証エビデンスのあるヘルスケア表示寝具寝装品について聞き、質問 5 で効果や機能表示の内容、質問 6 では効果・機能の検証データ（エビデンス）について聞いた。集計結果は「資料4-2」の 3～5Pに記載したとおりである。
- ④ 質問 7、8 は衛生面の表示とその検証データ（エビデンス）について、質問 10、11 はメンテナンス機能の表示とその検証データ（エビデンス）について質問した。質問 12、13 は機能や効果を知るための方法について聞いている。集計結果はある程度予想した結果の範囲に収まっていると思われる。
- ⑤ 質問 14、15 では既に発表、又は製品化されているヘルスケア表示寝具寝装品について聞き、社外発表した検証データについて質問した。（⇒「貴社では機能性寝具があるか、あればエビデンスデータを取っているか、効果の裏付け検証はあるか」についての質問をここで行った。）今回のアンケート調査の結果から見ると、「自社の試験や実験で検証データを得ることが出来る」ための能力と設備を備えた企業は少なくとも「8 社」と想定される。
- ⑥ 「既に発表している商品の中で、研究機関や実験室、大学等で効果や機能を裏付ける検証データを保有している商品」について聞いた所、37 社中 4 社があると回答しその商品名を記載した。
- ⑦ 質問 16 で回答した 35 社の中で 1 社だけが「ガイドラインに関しての情報は特に必要ない」と表示していて気になった。（他は全て「策定したガイドラインを教えて欲しい」又は「JBA のホームページにアップして欲しい」に☑がついている。）

2) アンケート集計結果に関する意見交換・内容検討

以上の説明に対し委員より以下の意見が出された。

- ・ JBA加盟企業向け調査においても、アンケート結果に“スリープテック”に関する反応が殆んどないことは予想外。
- ・ 多くの企業は「機能の表示を行うのは、他社との差別化、販売強化策の1つ」（31社中14社：45.2%）と考えており、「競争優位のためには機能表示が必要であり、そのためには機能を裏付ける検証データを揃える必要がある」と考えていると思われる。

⇒全体内容を検証した結果、JBA加盟企業向けアンケート調査の集計結果報告書の内容については本委員会の承認を得た。

4. 「ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能」についての検討（第2回目）

1) 「ヘルスケア表示寝具認定評価の目安案（審査項目と機能の素案）」の説明

事務局中村より「資料4-3」に基づき以下のポイントを説明した。

- ① ヘルスケア表示寝具は、一般健常者や在宅要介護者が睡眠による健康保持・増進を図り、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資するものであり、表示する健康機能を証明する第三者検証機関での科学的根拠を有し、安全・安心なコンプライアンス事業者からの提供条件として認証されるものである。但し、介護法（福祉用具）及び、医薬品医療機器等法（薬機法）の認定品は対象外とする。
- ② 前回委員会で説明した認定評価表は、ボウケン坂井委員からのアドバイスや頂いたデータを基に修正し、「資料4-3」として皆さんへ配布した。
- ③ 前回委員会で説明したように、審査項目は睡眠健康機能（60点満点）、衛生機能（10点満点）、メンテナンス機能（10点満点）、コンプライアンス性（10点満点）、企業社会性（10点満点）、の5項目・100点満点で評価する。
- ④ 各項目には、項目構成要素があり、例えば「衛生機能」であれば、制菌（特定）10点、抗ウイルス10点、消臭（4種あり：8～1点）、防ダニ6点・・・といった構成要素と配点が用意されている。
- ⑤ 「睡眠健康機能」の評価点は60点満点で、その中の構成要素は23項目あり、10×10のマトリックス上に配置された1つ1つの構成要素が配点になる。この場合、「①安眠快樂」は10・10に位置するので、満点は10+10で20点の獲得点数になる。「⑦スリープテック」は8・10に位置するので8+10=18点が満点になる。
- ⑥ また、睡眠健康機能においては有する機能の項目数に応じて下記の通り乗算される。
 - ・ 有する機能が3機能の場合は、その合計点数を評価点数とする
 - ・ 2機能の場合は、合計点に1.5乗した数値を評価点数とする
 - ・ 1機能の場合は、その点数に3.0乗した数値を評価点数とする
- ⑦ 「項目の定義」に記載した文章はまだ未完成で、これからブラシアップしていく。
- ⑧ 「審査シート」には“特殊立体構造敷きマット”を参考例に記載して、審査項目を逆にチェックしてみた。この事例は80点となり合格判定になる。

2) 審査項目と機能についての検討

以上の説明のあと「ヘルスケア表示寝具認定評価の審査項目と機能」について検討を行った。出された意見は以下のとおり。

- ① 睡眠健康機能にある「①安眠・快眠」という表現は評価に際してのハードルが高い。脳波、眼球運動、心拍数…等のような科学的方法で実証するかが問題でエビデンスの内容が難しい。また、実験サンプル数（n数）は多くなくてもよいが判断できる数量が必要になる。安眠・快眠は構成するより小さな機能に分けて記載し、機能項目表から削除した方が良いのではないかと検討の結果、機能項目表に残すことになった。（後述）
- ② 「寝返り性」は、スリープスキャンマットのようなもので計測できるのでは？
- ③ 「いびき」も、計測による効果検証データの取得は可能だ。n数はある程度必要であるが、タニタのマット“スリープスキャン”でも計測できる。
- ④ アレルギーは睡眠健康機能項目ではなく、衛生機能の機能項目に持ってきた方がよいのではないかと。
- ⑤ 全体的に見て、各機能項目とエビデンスの関係はおおむね良いのではないかと。例えば「寝返り性」ではふとんの上でごろごろ転がって2酸化炭素の排出量と酸素の消費量を調べる方法がある。また、SpO₂は血中酸素濃度測定といわれ、血液中（動脈）の多くのヘモグロビンの何%が酸素を運んでいるかを示す。正常値は96%以上、95%未満は呼吸不全の疑いがあるとされ、いびきや安眠性、眠りの質の検証にも使用できると思われる。もちろんこの場合でも一定のn数は必要になる。なおSpO₂の測定は、指先に挟むタイプの5~6千円の専用機器が販売されている。
- ⑥ また特殊機能のあるふとんを使用したグループと普通のふとんを使用したグループのグループ間の差異を統計学的に見る方法として「統計的有意差検定」という方法がある。この方法は機能の効果検証にも用いられるが、“比較された方の一方の商品が劣る”とされる恐れがあるので、試験方法が難しい。
- ⑦ 先ほどの説明の中で“特殊立体構造敷きマット”を参考例に記載した審査表の説明があったが、“60点以上は合格”でも良いが、認定の1つ星、2つ星、3つ星という表現にしたら分かり易いのではないかと。
- ⑧ 個々の点数は、全体のバランスから配分すべきであると考えられる。全体のバランスから考えると「メンテナンス機能」が10点では低すぎるのではないかと。
- ⑨ コンプライアンスの10点は多すぎる。下げた方が良い。5点でもよいのでは？
- ⑩ アンケートの集計報告にもあったように、介護関係事業者は、汚物・においにウエイトが置かれる。介護予防という観点からすると健常者にウエイトを置いた方が良いのかもしれない。そのため、介護対象者と健常者を分けた評価法にする方法もある。⇒この意見に対して検討の結果、1つの評価法で対応することになった。

- ⑪ 認定審査は落とすための評価付けではない。科学的に裏付けられた効果があるものが公正に認可されなければならない。そのような観点から審査シートはどうあるべきかを検討するべきだ。従って全体的な観点からのバランス付けが重要になる。
- ⑫ 寝具寝装品に関しては、他分野の寝具付き製品等にも JBA が決めた自主ガイドラインに沿ってもらう必要がある。もし仮に JBA より先に日本ホームヘルス機器協会のような団体が、お抱えの医者を揃えて寝具や睡眠に関する機能表示の認定基準を作ったら、業界全体が混乱することになる。

⇒その他多くの意見が出されたが、全体的な検討の結果以下の内容が決定した。

- ・ 全体の点数配分を、「睡眠健康機能」：60点、「衛生機能」：15点、「メンテナンス機能」：15点、「コンプライアンス性」：5点、「企業社会性」：5点、とする。
- ・ 「アレルギー」、「生活習慣病」を睡眠健康機能から外す。
- ・ 「安眠・快眠」はそのまま残す。
- ・ 睡眠健康機能項目の定義については再度チェックを行う。
- ・ 「睡眠効率」をエビデンス項目に入れる。（スリープスキャン等による計測）

5. 「ヘルスケア表示寝具の認定基準」の検討

1) 認定基準書案の説明

事務局 池田より「資料 4-4」をもとに、策定したガイドラインに基づく「JBA の認定基準書案」の説明を行った。

- ① 第 4 条に 5 つの評価項目を記載し、各項目を構成する機能について説明する。
- ② 第 6 条に現在検討している評価基準について記載する。
- ③ アンケート集計結果にもあった「ヘルスケア表示寝具」については第 2 条で明確化する。

2) 認定基準の検討

説明された書式は JBA の他の商品の基準書と同様な書き方であることから、特に異論はなかった。

検討後、認定委員会委員の人選について意見が出された。

- ・ 千葉 伸太郎氏：太田睡眠科学センター 所長
- ・ 上条 百里奈氏：介護サービス事業、モデル 介護福祉士
- ・ 橋本 修左氏：武蔵野大学 人間科学部 人間科学部人間科学科教授
- ・ その他：睡眠学会 千葉氏、筑波大 佐藤氏、今泉氏

等の名前が出されたが再度検討することになった。

6. 次回委員会検討事項

- ① 「ヘルスケア表示寝具認定評価表における審査項目と機能」の検討（第 3 回）

- ③ ヘルスケア表示寝具認定委員会委員の候補者選定、招聘者の検討
- ④ 第6・7回委員会開催スケジュールの検討、策定ガイドライン説明会の検討

次回「第5回委員会」は1月17日(金)13:30~15:30に行うことが再度確認された。

以 上